

江間地域は地形が低く、河川の流下能力が不足しているため、降雨時に冠水が起きやすい

雨ニモ負ケズ

狩野川中流域豪雨災害
対策アクションプラン
えまがわ
江間川流域



江間川流域図



狩野川中流域豪雨災害アクションプランの問合せ
建設課 電話 055 948 2908
県沼津土木事務所ホームページ
<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-830/jigyo/kasen/kasen53.html>

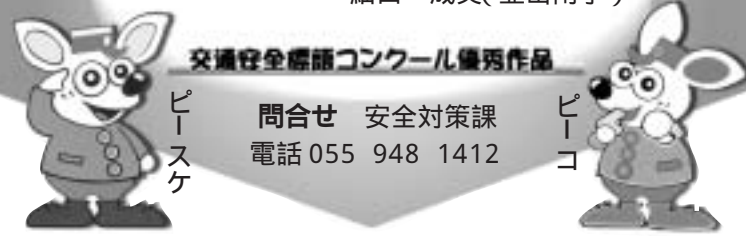
江間川のアクションプラン
江間川の延長は二・八キロメートルで、昭和四十三年から平成二年までの間に、総延長約一・七キロメートルの改修が行われました。しかし、江間地域の低い地形や、狩野川本川の水位上昇

による内水、畑田川の流下能力不足等により、上の写真のような田畑の冠水が起ります。今のところ、家屋の床上浸水は発生していませんが、作物等の被害軽減のため、一時貯留施設、駐車場や歩道の透水路、個人や民間の開発指導、水路の浚渫等の定期的管理などと共にソフト対策を行っていく予定です。

二月号(最終回)では、水害が予想される時に、皆さんが自分でできる対応・対策を紹介いたします。

交通安全は家庭から

ありがとう 人も車も ゆずりあい
細田 成実(荊山南小)



問合せ 安全対策課
電話 055 948 1412

登下校時に下級生たちの安全に注意を払い、指導をしている小学校の上級生(5~6年生)の子どものことを『交通安全リーダー』と言います。今回は、荊山小学校で開催された『交通安全リーダーと語る会』からリーダーの声を紹介します。

リーダーとしての注意点

低学年がぶざけないように注意する。
歩道やグリーンベルトは列に歩き、必ず横断歩道を渡る。
止まってくれた運転手さんにお礼を言う。



子どもたちの目線から

荊山小編

年頭のごあいさつ

伊豆の国市交通指導員会長 重田 努



明けましておめでとうございます。輝かしい初日の出に、「今年こそ交通事故のない住みよいまちを」と誓いました。昨年も全国で飲酒運転による悲惨な事故が相次ぎました。深い悲しみに暮れる家庭を思うと心が痛みます。「飲んだら乗るな」と心で唱えていても、「自分だけは...」と思う人がまだまだいるんですね。この落とし穴にはまらないよう、いつも基本に忠実であることが大事です。

本年4月、会員定数の見直し、支部制の廃止等により3町合併後、交通指導員がやっと一つになります。会員数が減っても今までと同様、交通安全活動に率先して取り組みます。活動内容としては、『通学路』の街頭指導を基本とし、各学校行事や社会福祉関連行事、地域のイベント等における指導に力を入れ、安全で安心なまちづくりに協力したいと思います。

皆さんも、交通指導員になりませんか。通学の子もたちと朝のあいさつをし、通勤のドライバーと会釈を交わし、一日を気持ちよく始めることはとても素晴らしいことです。

結びに、この一年の皆様との交通安全とご健勝をお祈りし、新年のごあいさつとさせていただきます。

通学路の危ないスポット

立ち木や塀などで見通しの悪い交差点やT字路
側溝のある道路
信号のない国道



右の写真は国道136号原木交差点です。昨年、下校時に小学生が青信号で横断中、はねられる事故がありました。渋滞中に交差点内に入ってくる車が横断歩道をふさいでしまうことが多く見られます。

大人の皆さんお願い!

登下校するときに見守ってほしい。カーブミラーを見やすく(汚れや向きなど)しておいてほしい。また、いろんな場所にカーブミラーを増やしてほしい。



車やバイクの運転手さんはスピードをださないでほしい。

交通安全は家庭から

(市内在住・内山良作さん / 男性)

先日、私が駐車していたとき、バックしてきた車と接触し、車が破損してしまいました。運転していた若者は、同乗者と雑談していたようです。

「交通安全は家庭から」と言われて久しいです。交通事故を減らすためにはいろいろ手だてがありますが、一番効果的なことは家庭での話し合いです。世代の異なる家族構成で事故のニュースなどについて、それぞれの立場で予防策などを語り合う習慣をつけていた方がいいです。一度交通事故を起こしてしまうと、被害者も加害者も精神的苦痛を強いられ、平和な暮らしを壊す原因にもなることがあります。

また最近、高齢者による交通事故が多く発生しています。家族のある人は家族が、独り暮らしの人はご近所や周りの方が気を配り、ぜひ、いたわり運転を心がけて、伊豆の国市の事故防止につなげていただきたいです。

振り込め詐欺

あなたも狙われるかも! 悪質商法にご用心

(文と絵) 司法書士 山田茂樹



電話をうのみにせず、まずは誰かに相談しましょう!

「家族が交通事故を起こした」、会社のお金を横領した」などと電話をして、示談金名目でお金の振込みを求めたり、「融資する」といって保証金名目で多額の振込みを求めたり、あるいは「税金などの還付金がある」として、その手続費用名目で振り込みを求めると、「振り込め詐欺」の口はさまざま、しかも年々巧妙化しています。振り込め詐欺による被害の予防のためには、家族内で合言葉を決める(成りすましを見破る)電話口で相手から言われたことをうのみにせず、一度電話を切って冷静に考える他の家族に相談するなど本人の対策が重要です。また国でも、今年の六月には、いわゆる『振り込め詐欺

救済法』が施行されました。この法律では、被害に遭った場合、金融機関、警察、弁護士・司法書士に連絡することにより、振込先の口座を凍結させることができるほか、その口座にお金がある場合は、被害者に対して一定の金額を分配する仕組みが作られています。もしも被害に遭ってしまったら、すぐに、金融機関などに連絡をしてください! 問合せ 観光商工課 電話055(948)1480